

第5回碧南市景色づくり委員会が出された主な意見について

- ◆日時：平成23年11月11日（金）午後1時30分～午後4時30分まで
- ◆議題：「行為の制限の基本的考え方」について

【第5回景色づくり委員会が出された主な意見とその対応】

発言者	意見	事務局の対応
「1 届出対象行為」について		
A顧問	今回の計画では、補足資料 p. 6 のホップ、ステップ、ジャンプの「ホップ」の規模（建築面積 500 m ² 以上）で実施していくのか。最初に目指すべき姿を明らかにしていくことが大切である。	碧南市景色づくり基本計画（平成 19 年 3 月策定）において、「大規模な行為に対する届出制度の導入」に努めることを目指している。 また、本市は大規模小売店舗立地法の対象外である店舗面積 300 m ² 以上の店舗を「碧南市特定規模小売店舗の地域貢献等に関する規程」の対象として、情報開示により地域の理解を深めるとともに、店舗の自発的な地域貢献を求め、まちづくりを推進するための取り組みを行っている。 こうしたことから、碧南市景色づくり基本計画の考え方に基づき、まずは原案とおり大規模な建築物を対象に、現行の制度と合わせて、運用することで、市民や事業者の理解を得ながら実効性の高い誘導を行っていきたい。
副委員長	ステップ（建築面積 250 m ² 以上）の規模程度の商業施設が幹線道路沿いに並んでいる景色は、どこにでもある景色になってしまい、気になる。そのため、ここに網をかけることでずいぶん景色が変わると思う。こうした場所は、地元から景色の将来像について話し合いが起こらない場所であるため、市でコントロールしていく選択肢があると思う。 しかし、事業者にとっては、手続きなどが面倒になるため嫌がられてしまうこともあるかもしれない。	
C委員	規制は、シンプルにすべきである。碧南市では、商業施設の景色もランドマークになってくる。碧南市は、商業が発展していくところであるため、経済を活性化させていかなければいけない。現在の計画の規模の考え方で賛成であり、これ以上厳しくすることは考えた方がよいと思う。	
D委員	景色もあるが、大型商店による商店街の衰退が心配である。ある程度大型店については規制が必要である。	

発言者	意見	事務局の対応
「2 景観形成基準」について		
E 委員	色彩の基準に色相が 0.1Y とあるが、0.1 の表現はあるのか。	「黄系を使用する場合～」など誤解のない表現に修正する。 地域別の基本方針の検討と整合を図りながら、修正方針を協議の上、検討していきたい。
副委員長	景観特性を軸やゾーンに区分にして分析して基本方針を設定し、今回これらを実現するための景観形成基準であるべきであるが、市全域で一律であることに違和感がある。 例えば、高さ・配置の項目で「壁面は道路などの公共空間～、できる限り後退に努めること。」とあるが、商店街では逆にまち並みが揃い、密度があるのが良い景色なのに、後退することで悪い景色になってしまうケースも考えられる。	
E 委員	第 8 回景色づくり研究会では、地域別に景観形成基準が設定されていて、地域ごとに少しずつ表現が異なっていて、その方がよかった。統一したのは、難しさがあったからなのか。	
D 委員	基準は、地区によって違っていると思う。大浜や棚尾などの古いまち並みがある所は、規制を掛けた方がよいと思うが、新しい地区は難しいため、地区ごとに基準を考えた方がよい。	
委員長	今全体のルールを考える中で地域差が出ないのは当然であり、地域の要望がない段階で、地域差のあるルールを設定する根拠がない。ここに書けることと地域で考えることを分けた方がよいと思う。 しかし、地域ごとの差異が見えた段階で追加していくことが考えられるため、箱は作っておいた方がよいのではないかな。 一律に設定するとできることが限られてきてしまう。	

発言者	意見	事務局の対応
委員長	いまは全体としてどこまで設定すべきかの議論になってくると思う。合わせて、個別の基準を設定するためのプロセスを考える必要がある。 事前協議の前段階で、地域と対話をする場を持つことが考えられる。早い段階で地域と対話することで、設計者も地域の特性を盛り込むことができ、地域の人が自分のまちのことを考える学習の場ができる。この地域住民が入って行かないと、有識者が大きく決めた基準に従ってしまうことになってしまう。地域住民が参加することで、住民自身が自分たちのまちのルールを設定していくことになって行くと思う。	良好な景観を形成するためには、市民、建て主や事業者、行政がより良い景色づくりについて協議していくことが必要と考えられる。 そのため、景観法に基づく「届出制度」による一定の法的拘束力を持った助言・指導を行うだけでなく、届出の前に建て主や事業者と地域が対話する場や、建て主や事業者と行政が事前協議を行う仕組みについて、現在検討中である。
副委員長	届出の手続きで、建築確認申請等の 30 日前に行為の届出を行うのは遅い。この段階で設計者側は、設計の変更はしたくない。そのため、設計がフレキシブルに変更できる、もっと早い段階で協議すべきである。	
F 顧問	実際に審査し、指導するのはとても大変である。建築面積が減少したり、費用が増加したりで折り合いがつかないために、指導に従わない業者もいる。市がどこまで指導し、また、変更命令をどのようなものに対して実施するのか、非常に悩ましい問題である。市として、どのように運用するのか、よく検討する必要がある。	
副委員長	基準の解釈には、2 種類あると思う。1 つ目は行政が間違いなく審査をするための基準を設定する方法で、行政が審査する際に迷わないために、なるべく数値化することが必要になってくる。	

発言者	意見	事務局の対応
副委員長	2つ目は、碧南市の景色づくりをするために、個別の建築物、工作物を設計する際の原則・指針を示す方法である。原則・指針を守ってもらえれば、設計者の独自性でよい設計をすることができると思う。しかし、柔軟かい規範や原則にすると、行政で審査するのが難しくなるため、地域ごとに話し合って会議するプロセスが必要になってくる。 1つ目の基準か、2つ目の基準のどちらを目指していくのか、大きな選択をしなければならないと思う。景観法でこうした取り組みができるのかとの点もあるが、2つ目の基準でチャレンジするのも有りだと思う。	

景観計画の策定スケジュール

 今回実施
 実施済み

項目	工程	平成 22 年度							平成 23 年度				平成 24 年度
		1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回					
景観計画の策定方針	序章 碧南市における景観計画、景観計画の位置づけ	↑	↑				↑						
	第1章 景観計画区域の設定	↑	↑		↑		↑						
	第2章 良好な景観の形成に関する方針	↑	↑	↑	↑		↑						
	第3章 良好な景観の形成のための行為の制限						↑	↑					
	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針							↑					
	第5章 良好な景観の形成のために必要な事項							↑					
景観計画【案】	第6章 景色づくりの推進に向けて											↑	
	景観計画【案】											↑	
	景観条例【案】											↑	